

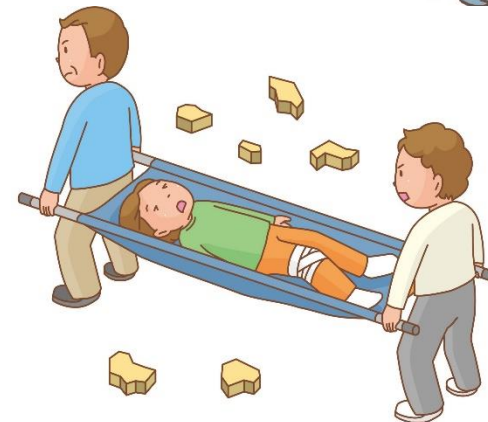
地域課題と地域力

～なぜ、今、地域力組織が必要なのか？

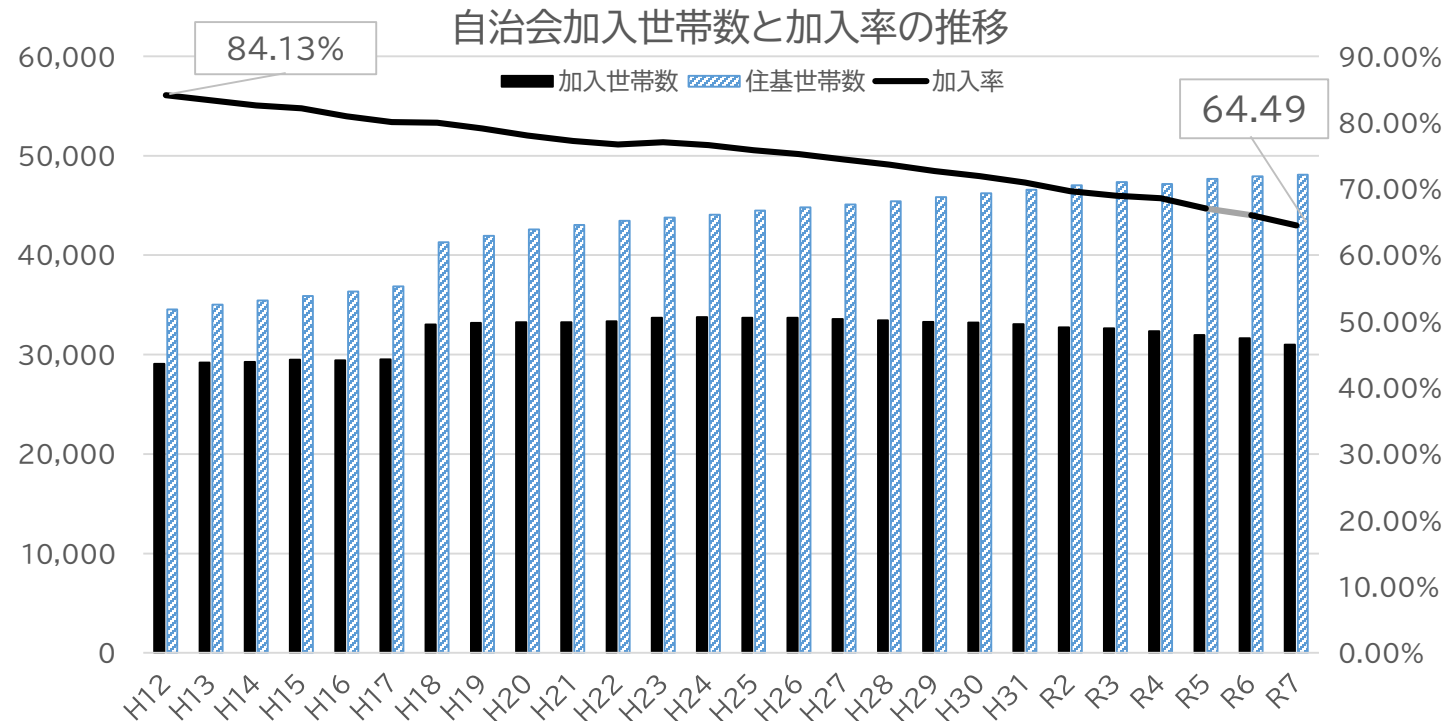
くらし人権課 丹羽純子

自治組織が地域共助の基本

自治組織は、地域の住民相互の親睦関係を礎にした互助(共助)機能を担う任意の組織



自治組織加入率が約6割に



- 高齢化が進み地域の担い手が減少（役を引き受けるのが負担）
- 地域のつながりに対する意識が変化←SNSやコロナが拍車
- 若い人や単身者の自治会加入が進まない

共助意識の希薄化

個人主義が勝りご近所への関心が低い

自治組織加入者だけが負担を負っている不満

- ☑ 区や町内会の役員が回ってくる。同じ人が何年も引き受ける
- ☑ 防犯灯の管理や管理費
- ☑ 各種行事の運営。やったとしても苦勞するだけ
- ☑ 災害時の避難計画の策定 など

これまでの市の取り組み

①財政的支援

「多治見市自治組織の育成促進及び市政協力等に関する規則(平成13年3月施行)」にて、自治組織を「住民自治の担い手」と位置付け、育成と活動促進を支援していくことを明文化。同規則で市政協力業務を規定。区へ委託し従来の交付金を担保

②区長会意見交換会で検討

・ 役員の負担軽減 ・ 高齢者の脱会防止 ・ 若い人や転入者へ加入促進

③宅建業者へ訪問し、転居者へ自治会加入の勧誘依頼

④電子回覧板（令和7年度から本運用）

⇒加入率がすぐに改善はしないが、区長の意識が変わりつつある

このままいくと、
10年後には、地域の**代表性**という特性を失い、
共助（互助）についても担いきれなくなるおそれ



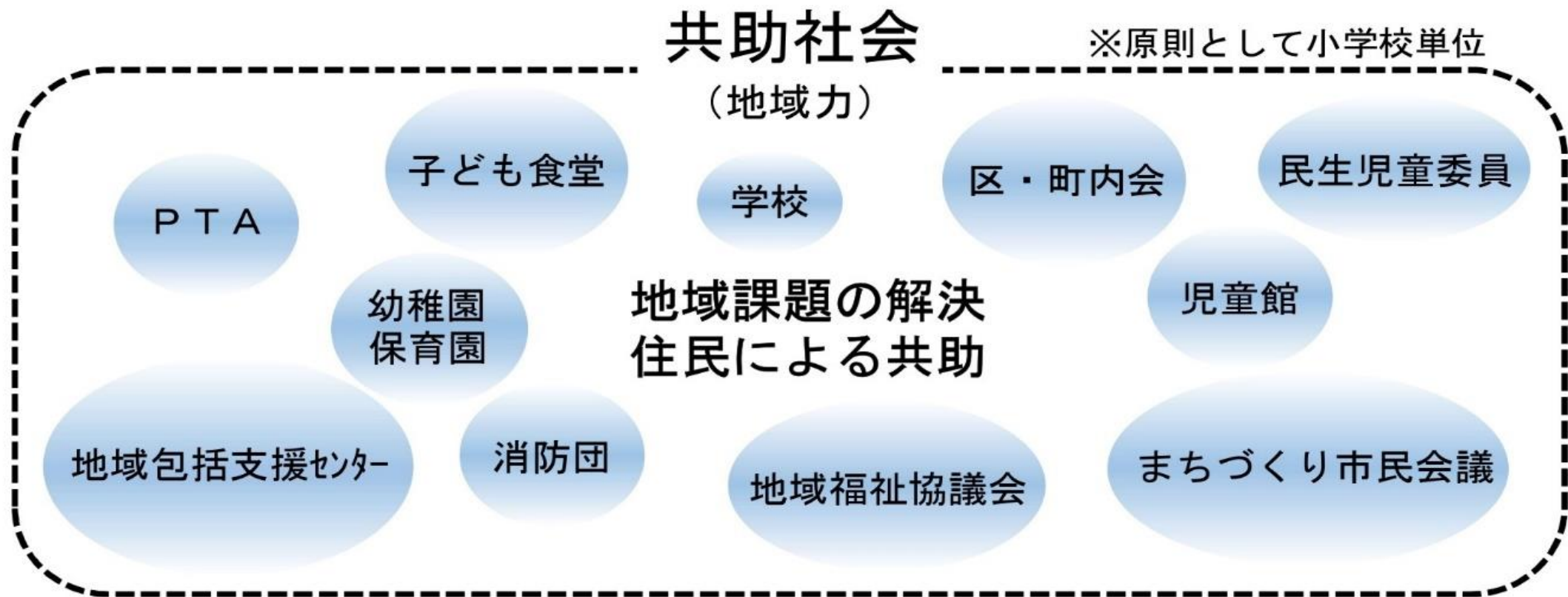
そこで地域力

地域力は次代を支える**住民自治**と**共助**のかたち

地域の課題を地域で解決する住民同士の助け合いの精神が根付いた地域（「共助社会」）を持続可能にする。

- ・ 原則、**小学校区**を地域の範囲とする
- ・ その地域に住まう人**全員が対象**で自治組織加入・未加入は関係ない
- ・ 地域力とはその地域に既に存在する団体や施設を**包含**するもの

地域力組織のイメージ



これまで、各団体や施設が実施していた事業を地域全体で俯瞰し適正な数を実施していくことが可能。各団体が協力し合うことで住民自治意識と共助意識の両方を醸成。

地域力組織に期待すること①

地域内の情報を集約し調整

- ☒ 一部の市民が複数の組織に所属し活動しており、このままそれぞれの事業(行事)を担い続けるのは困難
- ☒ 様々な組織(団体)の行事等を調整し、地縁だけではない新たな参加者を募集する等、事業の継続性を重視

地域力組織に期待すること②

市が担いきれない事業の担い手

緩やかな人口減少が避けられない場合(市役所のマンパワーも低下)、市が実施してきた事業の一部が滞るおそれ

- ☒ 地域の共助で担うことにより、効果が高く、地域のニーズと合致するものについて委託
- ☒ 地域力組織に責任を持って運営してもらうことで、地域人材の育成と組織強化につなげる

＜地域力組織へ市政業務を委託＞

地域力組織への委託は、令和7年度から実施
6つのメニューを提示して、選択してもらい委託しています

①生活支援活動

高齢者や障がい者の生活全般の困りごとを代行（ゴミ出しや植栽の伐採等）

②認知症支援事業

認知症予防の啓発や認知症サポーター養成講座等を企画・実施する業務

③バスチケット65の配布

バスチケ65の利用促進業務（希望者の取りまとめ、チケットの配布）

＜地域力組織へ市政業務を委託＞

④空き家の調査・報告

空き家実態調査後の追跡と報告をしてもらう業務

⑤健康づくり活動

健康づくりに資する活動を企画し実施する業務

⑥防災士を活用した活動

防災士を活用して防災に関する知識や技能を学ぶ活動を実施する業務

地域力組織に期待すること③

地域の課題を地域で解決

(住民自治意識の醸成と地域の活性化に寄与)

地域の特性を生かした自発的な取り組みは、これまでどおり「地域力向上活動推進事業補助金」で支援

- ☒ 委託事業等の実績により、存在感が増した地域力組織が、より積極的に地域の課題解決に取り組んでいくことを期待
- ☒ 地域力組織が活性化することで、ベースとなる自治組織の活性化も期待

ご清聴ありがとうございました